

桶川市立桶川東小学校 新型コロナウイルス感染防止対策 (Ver. 5)

登校前

★家庭での対応★

- 家庭で、毎朝の検温・健康観察を行い「健康観察チェックカード」に記入する。
「健康観察チェックカード」は、毎日持参し、担任に提出する。

・ 体調不良の時は、登校しないことを徹底してください。

【ご注意ください】

37.5℃以上の熱がある場合は登校せず、家庭で静養してください。

また、「咳やのどの痛み、だるさ」などの風邪の症状がある場合は、熱がなくても無理せず静養してください。

「熱、咳」など風邪のような症状で学校を休む場合は、「出席停止」とし、欠席扱いにはなりません。

- 【お願い】 朝、家を出る時には、マスクの着用、ハンカチの持参を必ず確認してください。
予備のマスクをランドセルに入れてください。
マスクには必ず名前を書いてください。

※マスクについては、「マスクの取り扱いについて (Ver.1)」を確認ください。
本校ホームページに掲載しております。

- 下校後や休日でもマスクの着用を徹底してください。
 - ・ 帰宅後も外出の時は、必ずマスクを着用するようにご指導ください。友達と遊ぶ場合もマスクを着用させてください。
- 密集を避けるようにご指導ください。
 - ・ 室内に多くの友だちが集まって遊ぶことは絶対に避けてください。
 - ・ 公共施設のロビー、スーパーのフードコートに集まって遊ばないようにご指導ください。
 - ・ 外出は密集する場所や時間を避けるようにしましょう。

【お願い】

- 児童本人又はご家族に体調不良がある場合は、登校を見合わせてください。
 - ・ 児童に発熱や咳、のどの痛みなど風邪症状がみられる場合は、無理をせず自宅で療養してください。その場合は、「出席停止」とし、欠席扱いにはなりません。
 - ・ 家庭内に体調不良者がいる場合は無理せず、登校を見合わせてください。その場合は、「出席停止」とし、欠席扱いにはなりません。

- 児童本人や家族が、濃厚接触者やPCR検査の対象となった場合には、学校にもお知らせください。
 - ・ PCR検査を受ける場合には、結果が分かってからでなく、事前にご連絡ください。
 - ・ ご家族がPCR検査を受ける場合には、結果が陰性と分かるまで、児童の登校は見合わせていただきますようお願いいたします。その場合は、「出席停止」とし、欠席扱いにはなりません。

★教職員★

- 教職員は、毎日の検温、健康観察を実施する。「教職員の健康把握票」に必要事項を記入し、毎朝、管理職に提出する。

- 体調不良の時は、出勤の見合わせを徹底する。

登下校

- 登下校時は、飛沫感染防止の観点から原則、マスクを着用する。
【熱中症予防】
熱中症予防として、時々、水分補給をする。
安全な場所で止まって水分補給する。

- 熱中症予防の観点から、安全な場所でマスクを外して休憩したり、水分をとったりする。
具合が悪くなりそうな時は、登下校中でもマスクを外す。

- 熱中症が心配される場合の対応について
 - (1) 環境省熱中症予防情報が「危険」の場合（暑さ指数3.1～）
 - ・ 全児童がマスクを外して登下校する。
 - (2) 環境省熱中症予防情報が「厳重警戒」の場合（暑さ指数2.8～）
 - ・ 体力の低い1, 2年生の児童はマスクを外して登下校する。
 - ・ 3年生以上の児童は、自分で体調を判断し、具合が悪くなりそうなときは無理をせずマスクを外して登下校します。

- 「マスクを外したらおしゃべりストップ」を約束とする。

- 息苦しい、気分が悪くなりそうな時には、一時的にマスクを外す。
その時は、おしゃべりはしない。また、できるだけ他の児童との間に距離をとる。
- 通学路や学校昇降口の密集を避けるため、時差登校をする
- 登下校中はおしゃべりをしない。
- 密集を避けるため、一列で登下校する。

始業前

★健康観察★

- 「健康観察チェックカード」により、当日の健康状態を確認する。
マスクの着用を確認する。

- ① 当日の体温が 37.0℃以上で体調不良の者（平熱の高い児童は除く）
- ② 咳とだるさの両方がある者

再検温

37.5℃以上

- 保護者に迎えを依頼する

37.0～37.4℃

- 保健室で健康状態を確認する

37.0℃未満

- 教室で健康観察を継続する

- 学級に体調不良を伝えやすい雰囲気をつくる。
（熱中症には十分注意する）
- 検温を忘れた児童 → できる限り早く教室で体温を測定する。
- マスクを忘れた児童 → 予備のマスクや給食用のマスクを着用する。
予備、給食用がない場合は貸与する。

★手洗い★

- 登校後、授業の前後、休み時間のあと、給食前、清掃の前後などの手洗いを徹底する。
- 流しで密集しないように、使い方を指導する。
- 「あわあわ手洗いのうた」に合わせて手洗いをするので、すみずみまで洗うことができるようにする。
- 清潔なハンカチを持参する。

予備のハンカチをランドセルに入れておく。

★体調不良の児童への対応★

- 風邪症状のある児童の保健室等への付き添いは、児童には絶対にさせない。
- 保健室では、風邪症状のある児童とその他の児童の接触をできる限り避ける。けがの児童の手当は廊下で行う。保健室内をパーテーションでゾーンに分ける。
- 健康診断は、当面の間は会議室で実施する。

★体調不良の時の判断基準★

- 37.5℃以上の熱がある時
保護者の迎えをお願いする。保健室で待機させる。
- 37.4℃以下の時
体調をみて、保護者の迎えを判断する。
他に発熱の児童がある場合は、ゾーンを分けて休養させる。

授 業

★教室の環境★

- 教室の換気は常時行う。
エアコン使用時も教室の対角線上の窓・ドアを開けて換気をする。
授業中は扇風機を併用する。
休み時間には窓を全開にして換気する。
- 密集を避けるため、児童の机はできる限り離す工夫をする。
左右だけでなく前後にも間隔を開ける。

★授業での配慮★

- 授業開始時に健康観察を行う。
- 児童、教職員ともマスクを着用する。
そのため、熱中症に留意し、水分補給に心がける。

- 長時間密集したり対面となったりする学習や近距離で一斉に大きな声で話す学習は、当面の間、見合わせる。
- 学習活動において「3密」にならない配慮を徹底する。
- 共用の教材・教具を使用する前後は、手洗いを徹底する。
- 県教育委員会ガイドラインにおいて「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、緊急事態宣言期間中は実施を見合わせる。
 - ・ 児童が長時間密集又は近距離で対面形式となるグループワーク
 - ・ 近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ・ 音楽における「室内で児童が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・ 家庭科における「児童同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・ 体育における「児童が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
 - ・ 理科における「児童同士が近距離で活動する実験観察」
 - ・ 図画工作における「児童同士が近距離で活動する共同制作や鑑賞」

★校外学習など★

- 修学旅行・林間学校については、対象地域の感染状況も含めて実施の判断をする。また、感染防止対策を十分に検討し、保護者の理解に努める。
- 生活科見学、社会科見学の実施にあたっては、感染防止対策を十分に検討する。また、その内容を保護者に十分説明し、理解を得るように努める。
- 感染防止対策を講じてもリスクが高いと判断した場合は、中止や延期とする。

休み時間

- 休み時間もマスクを着用する。
息苦しさを感じた際には、人混みでないところでマスクを外し休憩する。
- 業間休みと昼休みは、手洗いの時間を確保するため早めに教室に戻る。
- 休み時間のあとはしっかりと手洗いをする。
特に遊具を使った場合は入念に手洗いをする。
- 遊具については、地域の感染状況により使用を禁じることがある。
- 密集を避け、ソーシャルディスタンスを保つために廊下・階段の右側通行を徹底する。

★図書室の開放★

- 休み時間の図書室は、密集を避けるための方策をとった上で（学年で使用する曜日を分けるなど）図書の貸し出しは行う。委員会の児童と借りる児童が密に関わることをしないようにする。

- 図書室のカウンターには、飛沫感染防止のためビニルカーテンを設置する。

給食

- 液体薬用石けんでしっかりと手洗いをする。
配膳台のアルコール消毒は、教職員が行う。
- 対面せず、前向きで給食は食べる。できるだけ会話は控える。
- 配膳中は全員がマスクを着用する。
配膳当番の児童は健康観察を十分に行う。体調不良の時は当番を行わない。
配膳当番は、複数の人の手が入ることを避けるため、途中で交代しない。
- 食器に盛ったものは、量が多くても食缶に戻さない。食べきれない場合は残す。
また、友達にあげたり交換したりもしない。
- 給食の準備や片付けは自分の分だけを行う。
- 1学期中は、牛乳パックを当番が洗うことはしない。
2学期も当初も引き続き当番が洗うことはしない。
- 2学期から箸、スプーン等は学校のものを使用する。
箸等を配る時にはビニル手袋を使用し、当番の児童や教員など特定の者が行う。
希望する児童は箸等を持参してもよい。

- 【お願い】** ○ 歯磨きは、密集を避けるため、当面の間見合わせます。
ご家庭での朝夕の歯磨きをしっかりとしてください。

校内の消毒

- 8月6日付け文部科学省の通知により、特別な消毒作業は行わず、こまめな手洗いを実施する。【改訂】
- 大勢がよく手を触れる教室や特別教室、体育館、トイレなどのドアノブ、階段や昇降口等の手すり、電気のスイッチなどは、児童下校後、毎日、教職員がアルコール等で消毒する。【改訂】
- 本校の児童・教職員以外（保護者、地域の方、その他来校者）が使った机・椅子については、その都度アルコール等で消毒する。また、その部屋のドアノブ、スイッチなども合わせて消毒

する。【改訂】

保健指導

- 学校再開後すぐに、学校共通のワークシートにより、「手洗い・咳エチケット・換気・給食・ソーシャルディスタンス」についての学級指導を行う。
ワークシートは学校ホームページに掲載し、家庭と共有できるようにする。
- 手洗いについては、「あわあわ手洗いのうた」により指導する。

心のケア

- 児童の心に寄り添った指導に心がける。
- 全教職員の教育相談に関する指導力を向上させるため、学校再開前に、教職員研修会として「教育相談研修会」を開催する。
- 児童のお互いに尊重しあう気持ちを育てる。
新型コロナウイルスに関する心無い差別やいじめは絶対に許さない。
- 児童、保護者の悩みや不安に対応するため、学校再開後の6月第2週を「教育相談週間」とする。また、6月下旬から7月上旬に「個人面談」を実施する。

職員組織

- 新型コロナウイルス感染防止委員会を開催し、防止対策を随時更新する。
- 対策について周知を図るための職員研修会（新型コロナウイルス感染防止委員会全体会）を定期的に開催し、全校における防止対策の徹底を図る。

改定

030216

緊急事態宣言下における感染リスクが高い学習の見合わせについて加えました。

020610

熱中症予防について加えました。

020701

熱中症予防情報による対応について加えました。

020828

校内の消毒について改訂しました。